

新潟市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

新潟市長

中原、八一

新潟市規則第14号

新潟市財務規則の一部を改正する規則

新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第4項及び第42条第4項中「各部長及び課長」を「各部長等」に改める。

別表第1文化スポーツ部の項中「副館長」を「館長」に改め、同表農林水産部の項中
「農林整備・水産振興課」を「農村整備・水産振興課」に改める。

別表第5のうち3の表（3）の項区分の欄を次のように改める。

（3）徴収猶予又は減免の基準が法令等の規定により

明確でないもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 使用料

イ 手数料

ウ 固定資産税（前年度と同一の理由により、徴収猶

予又は減免を行うものに限る。）

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。